

令和5年度 大学・短大・高専入学予定者対象 福島県奨学生予約募集の案内

本県奨学資金は、福島県出身者であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的としています。

〈募集の種類〉

【A】 入学一時金（一括貸与） 募集人員100名程度

- 1 対象者
 - ① 福島県内に住所を有する高校生等であって、令和5年4月に大学・短期大学への進学を予定する者
 - ② 福島県内に住所を有する中学生等であって、令和5年4月に高等専門学校（略称：高専）への進学を予定する者
- 2 貸与額 50万円
- 3 貸与方法 大学等の合格状況を確認の上採用を決定し、奨学生本人の口座に一括振込み
- 4 採用の決定
 - ① 選考の上、内定者には福島県教育委員会（以下、「県教委」）より12月に通知
 - ② 合格通知書のコピー・確約書・誓約書を県教委に提出
 - ③ 内容を確認の上、採用を決定し県教委より通知（令和5年3月末までに振込予定）

【B】 奨学資金（月額貸与） 募集人員100名程度

- 1 対象者
 - ① 福島県内に住所を有する高校生等であって、令和5年4月に大学・短期大学への進学を予定する者
 - ② 福島県内に住所を有する中学生等であって、令和5年4月に高等専門学校（略称：高専）への進学を予定する者
- 2 貸与月額

〔大学生・短期大学生〕	国公立 35,000円／私立40,000円
〔高等専門学校生〕	18,000円
- 3 貸与期間 令和5年4月分から在学する学校の正規の修業期間
- 4 採用の決定
 - ① 選考の上、内定者には県教委より12月に通知
 - ② 入学後、在学する大学等を通じて「在学証明書」・「誓約書」を提出
 - ③ 内容を確認の上、採用を決定し県教委より通知
 - ④ 初回振込日は5月末（4・5月分）の予定です（以降、原則毎月10日に振込）

〈申込の方法〉

原則として、在学する（又は出身の）高校等を通して行います

【A】入学一時金と【B】奨学資金（月額貸与）は、両方又はいずれか一方だけを申し込むことができます（提出書類は1部で可）

- ① 申請に必要な書類を学校へ提出 9月 / 日まで



- ② 学校の推薦を得て申請へ



- ③ 学校より申請書類を県教委へ 令和4年9月30日(金) 必着

※ただし、高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定合格者は直接県教委へ申し込みます

※ 提出期限は上記期限厳守となります

＜応募資格＞

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

【大学・短大入学予定者の場合】

〔高等学校・専修学校(高等課程)の在学学生〕

- ① 福島県内の高等学校等に在学する場合、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 福島県外の高等学校等に在学する場合、卒業の月に福島県奨学資金を受けていることが見込まれること。
- ③ 保護者の少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

〔高等学校・専修学校(高等課程)の在学学生以外〕

- ① 福島県内の高等学校等を卒業している場合、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 福島県外の高等学校等を卒業している場合、卒業の月に福島県奨学資金の貸与を受けていたこと。
- ③ 高等学校等を卒業していない場合、高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者(合格当時福島県内に住所を有していた場合に限る。)であり、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ④ 保護者の少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

【高等専門学校入学予定者の場合】

〔福島工業高等専門学校への入学予定者〕

- ① 入学する時点で、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 保護者の少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

〔福島県外の高等専門学校への入学予定者〕

- ① 入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、本人及び保護者の少なくとも1名が、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。

- 2 在学(出身)学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

【学 力】 【大学・短大入学予定者の場合】

高等学校等における1・2年(既に卒業している場合は最終2ヵ年)の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.0以上であること。

【学 力】 【高等専門学校入学予定者の場合】

中学校における1・2年(既に卒業している場合は最終2ヵ年)の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.0以上であること。

【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

(詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。)

＜注意事項＞

- 1 応募資格の条件を満たし、学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。

※ 出身校からの推薦を受けられる者は、卒業後2年以内程度の者とします。

※ 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者の場合は、学校からの推薦は必要ありません。

- 2 同種類の修学資金を他から受けないこと。

※ 他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。

なお、本県奨学生に採用後にその旨発覚した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

- 3 **【A】入学一時金**と**【B】奨学資金**(月額貸与)はそれぞれ選考・決定します。応募者が多い場合は、資格を満たしていても内定されないことがあります。

- 4 令和5年4月に大学等に入学しなかった場合や、対象外の学校に入学した場合、内定は取り消しとなります。

＜必要書類＞ 記入終了後、そろっているか □ に ✓ チェックしましょう

福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 申請者(生徒)の現住所は、実際住んでいる住所を記入してください。自宅外通学等で住民票現住所と異なる場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を、避難されて住民票現住所と異なる場合は、「届出避難場所証明書」を必ず提出してください。
- ③ 保証人は2人(連帯保証人と保証人)必要です。
 - ※ 連帯保証人…福島県内に居住する(住民票がある)親権者等。
 - ※ 保証人…申請者及び連帯保証人と別住所・別生計で、返還の責務を負える成年者。65才以下の方にしてください。
- ④ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押し、余白に正しく記入してください。(修正液、修正テープの使用不可)

福島県奨学生推薦調書(第2号様式)⇒ ※在学している学校で記入します

令和4年度 **令和3年分** (令和3年1月から令和3年12月まで)所得証明書 (就学者以外の世帯全員分)

- ① 源泉徴収票は不可。
- ② 就学者以外は、無職、年金受給者の方も提出してください。
- ③ 令和3年の中途又は令和4年中に退職、転職(開業・転業・勤務先変更も含む)等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。
- ④ 市町村の発行開始時期が提出期限に間に合わない場合は、在学学校へご連絡ください。
※ 発行開始時期は市町村によって異なりますので、各市役所・役場へお問い合わせください。

住民票謄本 (本籍記載の世帯票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

- ① 戸籍謄本は不可。
- ② 同居・別居を問わず同一生計の方全員分を提出ください。(単身赴任や学生を含む)
※ 住所が同一で世帯が別の場合(二世帯以上の同居又は祖父母等)も全員分が必要です。

保証人の住民票抄本 (本籍記載の個人票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

口座振替による支払申出書

- ① 申請者(生徒)名義の普通預金のみ有効。(貯蓄型口座への振替はできません。)
- ② 通帳の表紙および通帳の見開き1ページ(金融機関名/店舗名/口座番号/カナ氏名がわかるページ)のA4コピーを必ず添付してください。
- ③ 申請者(生徒)の住民票の住所を記載どおりに記入してください。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 居住証明書 |
| <input type="checkbox"/> 特別の事情にかかる経費内訳 |
| <input type="checkbox"/> 給与支払(見込)証明書 |



《注意》

該当者のみ提出

返還について

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。

福島県奨学資金の申請の際は、申請者及び連帯保証人並びに保証人において、卒業後の返還義務を十分にご理解のうえ、申請されますようお願いいたします。なお、返還の目安については、下表をご参照ください。

返還額の例

1 入学一時金

貸与額	初回返還額	2回以降返還額	回数	年数
500,000円	66,000円	62,000円	8回	4年

2 奨学資金

		貸与年	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額	回数	年数
大学	国公立	4	35,000円	48月	1,680,000円	60,000円	28回	14年
	私立	4	40,000円	48月	1,920,000円	64,000円	30回	15年
短期大学	国公立	2	35,000円	24月	840,000円	42,000円	20回	10年
	私立	2	40,000円	24月	960,000円	48,000円	20回	10年
高等専門学校		5	18,000円	60月	1,080,000円	※49,000円	22回	11年

※ 端数は初回返還金で調整されます。

【返還の期間・方法】 卒業の月の6ヶ月後から貸与を受けた奨学資金の総額に応じ20年以内に、全額を半年賦(年2回)で返還していただきます。福島県より納入通知書を発行・送付いたしますので、金融機関(ゆうちょ銀行以外)の窓口より納入していただくようになります。

口座振替等の取扱いはありませんので注意してください。

【利子及び延滞利息】 利子は、無利子となりますが、返還すべき日までに返還されない場合は、年10%の延滞利息が発生します。

また、納付期限を経過しても返還に応じて頂けない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

問い合わせ先

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16
福島県教育庁高校教育課
TEL:024-521-7775(直通) Fax:024-521-7973

福島県奨学資金

検索 

所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費、特別控除を差し引いた金額）が表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

給与所得者 5人家族（父・母・大学生・高校生・祖母）の例

			収入金額	控除額（表3）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440千円
本人	県立高校3年生	自宅通学		280千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

所得証明書の「給与収入金額」
もしくは「給与支払金額」

障がい者控除額

- ① 給与所得の計算式（表1）から

$$8,500千円 \times 0.7 - 2,226千円 = 3,724千円$$

- ② 特別控除額表（表3）から（控除を差し引く）

$$3,724千円 - (1,440 + 280 + 860) = 1,144千円$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

- ③ 所得基準額表（表2）により 5人世帯4,280千円以下ということで申請可能となります。

給与所得者以外（自営業・農業等） 3人家族（父・姉・本人）の例

			所得金額	控除額（表3）
父	自営業	営業所得	3,300千円	490千円
姉	私立専門学校	自宅外通学		1,120千円
本人	県立高校3年生	自宅通学		280千円

父子家庭控除額

- ① 給与所得の計算式（表1）は当てはめない。

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

- ② 特別控除額表（表3）から（控除を差し引く）

$$3,300千円 - (490 + 1,120 + 280) = 1,410千円$$

- ③ 所得基準額表（表2）により 3人世帯3,620千円以下ということで申請可能となります。